

## 本町BASEの使用に関する要領

本町BASEの施設を使用したい個人、事業者の方は、この要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

### 1 施設の概要

#### (設置の目的)

この施設は、関市立地適正化計画に基づき市街地中心部の空き地を活用して居心地のいい交流の場を整備することで居住誘導を図るとともに、新たに商売をしようとする人やそれを応援する人のつながりを構築する場としてチャレンジショップ等を提供し、まちの活性化とにぎわいを創出することで歩いて楽しい空間づくりを実現する社会実験を行うことを目的としています。

#### (名称と位置)

名称 本町BASE (ベース)

所在地 関市本町6丁目4番地1

#### (休館日)

原則不定休です。ただし年末年始(12月29日～1月3日)は休館日とします。

#### (開館時間)

午前9時から午後9時まで。ただし夜間の使用者がいない場合は午後5時まで。

### 2 使用できる施設

#### (1) 飲食店舗 (飲食店営業許可仕様)

面積9.7㎡ コールドテーブル、2槽シンク、卓上ガスコンロ、収納付き調理台

#### (2) 物販店舗

面積9.7㎡ 商品陳列棚

#### (3) シェアキッチン (飲食店営業許可仕様・菓子製造業許可仕様)

面積14.5㎡

冷凍冷蔵庫、2槽シンク、1槽シンク、3口ガスコンロ、ガスオーブン、収納台

#### (4) みんなのホール (共有スペース、ロフトスペース)

1階：面積51㎡、2階：面積7.3㎡

机5台、イス20脚、電源コンセント、フリーWi-Fi完備

#### (5) 屋外スペース (キッチンカー、マルシェほか)

電源コンセント3カ所

※同時に複数の施設の申込みもできます。

※使用の申し込みにあたっては、出店の方法、商品の搬入のほか運営等に支障がある場合も考えられるので、事前に施設を確認するとともに、詳細は必ず施設担当者と打ち合わせを行い、間違いのないよう注意してください。

### 3 使用できる方の要件

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

①公益を害し、または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

②関市暴力団排除条例(平成24年関市条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等その他反社会的勢力であるとき。

- ③本町BASEの施設又は付属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
  - ④本町BASEの管理上支障があると認めるとき。
  - ⑤中学生以下のみで本施設を使用しようとするとき。ただし保護者同伴の場合はこの限りでない。
  - ⑥政治的又は宗教的な目的で使用しようとするとき。
  - ⑦このほか、本町BASEを使用させることが適当でない認められるとき。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること（該当の場合のみ）。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 国・県・市町村税を完納している者であること。

### 3 使用の条件等

#### (1) 使用料等

##### ①使用の期間区分

使用者あたりの使用期間は、以下の区分のとおりです。原則、連続して期間を超えて使用することはできませんが、状況によっては協議の上で期間を超えての使用を認めることもあります。

- ・ 飲食店舗を使用する場合 7日
- ・ 物販店舗を使用する場合 7日
- ・ シェアキッチンを使用する場合 7日

##### ②使用料

本町BASEの各施設の使用料は下表のとおりです。使用料金の内訳には、上下水道料金、電気料金、ガス料金が含まれています。また、公益上その他特別の理由があると認められる場合は使用料を減免することができます。

施設名	期間の単位	金額
飲食店舗（飲食店営業）	1日	500円
物販店舗	1週間	1000円
シェアキッチン （飲食店営業・菓子製造業）	午前～午後	1000円
	夜間	500円
みんなのホール （共有スペース・ロフトスペース）	店舗・シェアキッチンと併用の場合	無料
	営利または参加費を徴収する場合	有料
	午前	500円
	午後	500円
	夜間	500円
屋外スペース	1日1台	平日 無料、 休日 500円
キッチンカー		
マルシェ		
その他イベント	1日	平日 無料、 休日 1000円
	1日	平日 無料、 休日 1000円

### ③使用料の納付

使用者は定められた使用料を速やかに（指定した期日までに）納付ください。納付が確認できない場合は、使用を取り消す場合もあります。なお、使用者の都合により使用をキャンセルした場合は使用料は返還しません。

## (2) 使用上の制限

### (遵守事項)

次のことを遵守してください。

- ①使用する施設、設備及び商品は使用者の責任において管理すること。
- ②施設、設備を損傷し、または汚損しないこと。
- ③他人（近隣住民を含む）に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ④許可を受けない物品の製造、販売、陳列を行わないこと。
- ⑤市が社会実験の検証のために行うアンケートその他の情報収集及び提供に協力すること。

### (目的外使用の禁止)

許可を受けた目的以外に本町BASEを使用したり、使用の権利を他人に譲渡、若しくは転貸することはできません。

### (原状回復、損害賠償の義務)

施設の使用を終了したときは、ただちに使用場所を現状に回復してください。また、使用施設や設備に損傷を与えたときは、速やかに報告するとともに、責任をもって補修してください。補修できない場合はその損害を賠償していただくこともあります。

### (使用後の撤去)

使用期間が終了したときは、速やかに退去してください。正当な理由なく決められた期間内に退去しなかったり、使用した施設の原状回復がなされない場合は、市において撤去・処分します。この場合においては、使用者はその撤去や処分に対し異議を申し立てることができず、また撤去や処分に要した費用は使用者に負担していただきます。

## 4 手続き

### (申し込み)

使用を希望する方は、必要書類を使用希望日の最低2週間前までに提出してください。なお、申し込み際には、担当者との事前の打ち合わせをお願いいたします。

### (必要な書類)

- ①使用申込書
- ②事業計画概要書
- ③誓約書
- ④その他必要書類（該当の場合のみ。事前に相談します。）

### (変更・キャンセル)

使用に関して申し込んだ内容に変更が生じたり、使用をキャンセルする場合は、速やかに相談してください。なお、市の責任において使用を取消し、または中止する場合は、この限りではありません。

## 5 使用者の決定

申込書、事業計画概要書および必要書類等を受け付けた後、資格や事業内容等を審査して使用者を決定し、承諾書をお渡しします。

## 6 決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用の決定を取り消します。

- (1) 申込書等に虚偽の記載があったとき。
- (2) 申込書等に記載された事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 使用に関する遵守事項に違反したとき。

## 7 使用者及び市の責任

(事業損益の取り扱い)

本町B A S Eの使用に際して発生した収益及び損失は、すべて使用者に帰属するものとします。

(市の責任)

本町B A S Eの使用により使用者が被った損害や、使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負いません。

## 9 終了後の実績報告等

(実績報告書の提出)

- (1) 使用者は、使用が終了した後10日以内に、使用期間中の実績について実績報告書を提出してください。なお、提出いただいた実績報告書は市が作成する広報紙、冊子又はホームページ等で公開することがありますのでご了承ください。
- (2) 本町B A S Eのチャレンジ事業の成果を生かし、今後の出店及び事業を行うよう努めてください。

## 10 その他

- (1) 本要領に定めのない事項は、使用者と市の双方の協議をもって処理します。  
(本要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、関市契約規則等の関連諸法令の定めるところによって処理します。
- (2) 使用期間内に市の事情等により、施設の使用等について市から指示があった場合は、使用者と市と協議の上その指示に従っていただきます。

### 【お問合せ先】

使用に関するお問合わせ先：本町B A S E

〒501-3886 関市本町6丁目4-1

電話・F A X 0575-36-1391

その他に関するお問合わせ先：関市都市計画課

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地（北庁舎4階）

電 話 0575-23-8121 F A X 0575-23-7746